

東京都公報

発行
東京都

目次

81

規則

- 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）……………一
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………三
- 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 宿日直手当支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）……………四

規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「認めた」を「認める」に、「者又は」を「者、」に、「の表

に掲げる」を「に規定する」に改め、「受ける者」の下に「又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この条において「教育訓練等」という。）として知事が認めるものを受ける者」を加え、「学資等」を「学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（以下この項において「学資等」という。）」に改め、同条第二項第一号中「一万三千元」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「一万七千元」を「二万円」に改め、同項第三号中「者又は」を「者、」に、「これ」を「これら」に改め、「受ける者」の下に「又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者」を加え、「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同項第四号中「者又は」を「者、」に、「（前号に掲げるものを除く。）を受ける者」を「受ける者（前号に掲げる者を除く。）」に改め、「職業訓練を受ける者」の下に「又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）」を加える。

第五条の二第二項中「一万二千元」を「八千円」に改める。

第九条の二第二項第一号イ中「千五百四十万円」を「千四百三十五万円」に改め、同号ロ中「千五百万円」を「千三百九十五万円」に改め、同号ハ中「千四百六十万円」を「千三百五十万円」に改め、同号ニ中「八百七十五万円」を「八百六十五万円」に改め、同号ヘ中「六百十五万円」を「六百二十万円」に改め、同号ト中「四百八十五万円」を「五百万円」に改め、同号リ中「二百五十万円」を「二百五十五万円」に改め、同号ヌ中「百九十五万円」を「二百万円」に改め、同号ル中「百四十五万円」を「百五十万円」に改め、同号ヲ中「百五十万円」を「百十万円」に改め、同号ワ中「七十五万円」を「八十万円」に改め、同号カ中「四十五万円」を「五十万円」に改める。

第九条の三第二項第一号ロ中「千百十五万円」を「千四十五万円」に改め、同項第二号ロ中「千百十五万円」を「千四十五万円」に改め、同項第三号ロ中「七百八十万円」を「七百三十万円」に改め、同項第四号ロ中「四百四十五万円」を「四百二十万円」に改める。

第九条の第十三第一項第一号中「せき髄」を「脊髄」に改め、「常に」の下に「又は随時」を加え、同項第二号中「常に」の下に「又は随時」を加える。

別記第六号の三様式中

- せき髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）

傷病等級第1級又は障害等級第1級に最初に該当することとなった日

年 月 日 「」

- 脊髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）
- 脊髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要する者（第2級）
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要する者（第2級）

傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当することとなった日 年 月 日

改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第二項の規定（次項に規定するものを除く。）は、令和四年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第五条第二項第一号及び第二号の規定並びに同項第三号の規定（「一万六千円」を「一万九千円」に改める部分に限る。）は、令和六年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。ただし、平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間に係る奨学援護金についての同項第一号及び第二号の規定の適用にあつては、同項第一号に掲げる額は「一万四千元」と、同項第二号に掲げる額は「一万八千元」とし、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間に係る奨学援護金についての同項第三号の規定の適用にあつては、同号に掲げる額は「一万八千円」とする。

- 4 改正後の規則第五条の二第二項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、施行日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、施行日から令和七年三月三十一日までの間における施行日前から引き続き第五条の二第一項に該当する者に対する改正後の規則第五条の二第二項の規定の適用については、同項中「八千円」とあるのは、「八千円（東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（令和六年東京都規則第九十一号）の施行の日前から引き続き保育児である者にあつては、「一万円）」とする。

- 5 改正後の規則第九条の二第二項第一号の規定（次項に規定するものを除く。）は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

- 6 改正後の規則第九条の二第二項第一号イからニまでの規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

- 7 改正後の規則第九条の三第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

- 8 改正後の規則第九条の十三の規定及び別記第六号の三様式は、令和二年四月一日以

後に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例による。

9 施行日前に、この規則による改正前の東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第五条第二項第一号及び第二号の規定に基づいて支払われた奨学援護金のうち、平成二十九年四月一日以後の期間に係る奨学援護金は、改正後の規則第五条第二項第一号及び第二号の規定（附則第三項ただし書の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による奨学援護金の内払とみなし、改正前の規則第五条第二項第三号の規定に基づいて支払われた奨学援護金のうち、平成三十一年四月一日以後の期間に係る奨学援護金は、改正後の規則第五条第二項第三号の規定（附則第三項ただし書の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による奨学援護金の内払とみなす。

10 施行日前に、改正前の規則第九条の第二項第一号（イからニまでの規定を除く。）の規定に基づいて支払われた障害特別援護金のうち、令和六年四月一日以後の期間に係る障害特別援護金は、改正後の規則第九条の第二項第一号の規定による障害特別援護金の内払とみなす。

11 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十二号

職員の給料の調整額に関する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「一七、四〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三〇、一〇〇円」を「三〇、九〇〇円」に、「三八、二〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、

「三四、六〇〇円」を「三五、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

2 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十三号

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千四百七十五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第二十八条第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千九百」を「一万分の一万七百八十」に、
 「一万分の一万三千四百九十九」を「一万分の一万四千六百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万五千」に改め、同項第四号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の一萬九百二・五」に、「一万分の一萬六千五百」を「一万分の一萬八千」に改め、同項第五号中「一万分の一萬二千二十五」を「一万分の一萬一千二十五」に、「一万分の一萬五千五百」を「一万分の一萬七千」に改め、同項第六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千七百二十」に、「一万分の七千九十九」を「一万分の七千七百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の九千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

訓令

●東京都訓令第三十六号

庁 中 一 般
事 業 所

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三五〇円」に改める。

〇円」に改める。

附則

- この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 令和六年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

